

大学 · 学部



1 清泉女子大学の理念と教育目標

る。

1 理念・目的等

[現状の説明]

1) 大学の理念・目的・教育目標及び人材養成の適切性と達成状況

本項目では、大学基準協会設定の項目「A 群: 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性」及び「B 群: 大学・学部等の理念・目的・教育目標とその達成状況」を一括して扱う。

なお、本学は文学部のみの単学部大学であるので、本項目の点検・評価の対象は「大学」の理念とす

(1) 清泉女子大学の理念・目的・教育目標は下の通り定められている。

(2) カトリックの聖心侍女修道会を設立母体とする本学は、昭和 25 年の設立以来、一貫してキリスト教ヒューマニズムを基本理念としている。上記の「建学の精神」はその基本理念を端的に表現したものであり、それは「モットー」の“*VERITAS*”「まことの知」と“*CARITAS*”「まことの愛」の 2 つの語に集約されている。“*VERITAS*”は大学における真理探究であり、“*CARITAS*”は神の愛に根差す隣人愛・人類愛である。「教育目標」として掲げられている上記の 3 項目は、

清泉女子大学の理念・目的・教育目標

建学の精神

清泉女子大学の精神は、キリスト教ヒューマニズムにある。

すなわち本学は、人間は尊厳あるものとして創られているとの確信に基づき、研究教育を通して真理を求め、自己の主体性の確立に努めるとともに広く他者の人間性を尊重し、もって人間と世界の本来の価値の実現に努めることを使命とする。

モットー

『*VERITAS et CARITAS*(まことの知、まことの愛)』

教育目標

建学の精神の達成のため、本学は少人数教育による人格的触れ合いを通して、以下の目標の達成を目指す。

- (A) 学問研究を通して、人間の本質、人間相互の関係、人間と環境との関係について認識を深め、個々の文化の個性を尊重しつつ、普遍的な真理を求める。
- (B) 思考力・判断力・表現力・行動力を培い、学問及び現実の問題に真に自由な立場から取り組むことのできる主体的人格の形成に努める。
- (C) 自己と他者の人間性をかけがえのないものとして尊重し、広い人間愛の立場から、人類社会の一員としての責任を果たす。

この基本理念を教育の場で実現するための指針である。それは、(A)人間性を基盤とする真理の探究、(B)主体的人格の形成、(C)隣人・人類社会への奉仕である。

(3) この「建学の精神」及び「モットー」、「教育目標」は、毎年刊行の『清泉女子大学学生要覧』、『清泉女子大学学生手帳』、『キャンパスガイド(大学案内)』、『Seisen University(英語版大学案内)』等の刊行物に明記されており、また清泉女子大学ホームページにも載せられている。

(4) カリキュラムのうえでは、大学の理念に直接に関係する科目として「人間論・キリスト教学科目」が設置されており、全学生は1年次で「人間論」を、2・3年次で「キリスト教学」を履修し、3年間に亘って合計8単位を修得することが義務付けられている。

また、文学部各学科及び大学院各専攻においても、以下に関連項目の点検・評価で示すように、それぞれの学問分野の教育研究を通して上記の教育目標が達成されることが図られている。

(5) 教育研究組織のうえでは、平成4年の「キリスト教文化研究所」設置及び平成5年の「文化史学科」設置、平成13年の「地球市民学科」設置は、ともに建学の理念を強く念頭において構想されたものである。

[点検と評価]

本項目の評価基準は、本学の掲げる理念が現代の高等教育機関に相応しく、人材養成の指標として有効であるか、また、その理念の達成への努力は十分であるか、達成状況はどうであるか、という点に置く。

(1) 理念の適切性と人材養成の指標としての有効性

本学はキリスト教を基本理念とし、その確固とした価値観に基盤を置く点に特色がある。しかし、それは、キリスト教以外の価値観や文化を排除し、差別することを意味するのではない。大学においては真理探究を目指す学問研究の自由はあくまでも尊重されるべきであるというのが本学の立場である。キリスト教ヒューマニズムは、人間性に関わるあらゆる真摯な探求や実践の価値を尊重するとともに、学問研究は高邁な動機によるべきであり、高いモラルを持することを要請するのである。

“*VERITAS et CARITAS* “ 「まことの知、まことの愛」とのモットーは、知が愛に導かれ、愛が知に支えられるべきことを示している。このような理念は、特に学問・教育と人間性との関係が問われている現代において、時代の指標となりうるものであり、学問研究においても人材養成においても、時代に適応した有効なものと評価される。

このような本学の理念は、キリスト教に基盤を置きつつ偏狭に陥ることなく、学問研究と人間性尊重を車の両輪として教育研究に当ることを謳っており、「学校教育法」第52条の趣旨とも合致し、大学として適切なものであると評価されよう。

(2) 理念の達成状況

大学における理念の達成状況は、教育研究の全ての成果を検証することにより測られるものであるから、その総合的な把握は容易ではない。それは正に本「点検・評価」作業の総括において点検・評価されるべきものであろう。

ここでは、理念の実現についての大学の努力及び把握可能な教育効果の一端をもって、その一部を測ることとする。

本学は理念が達成されるよう、上記[現状の説明](3)(4)(5)で述べたように、大学刊行物等によりその周知徹底を図り、全学生に必修授業を課すとともに学長が入学式・学年別ガイダンス等で毎年講話を行っている。また、後述のように、大学の理念に合致する新学科の設置にも努めてきた。

このような具体的努力に加えて、さらに広くは、理念を体した教職員による意識的・無意識的な陶冶により理念が学生に浸透することを期待し、そのために学長は機会あるごとに教職員に大学の理念を説いている。

貧困や差別、平和の問題を人間性に係わる問題として捉え、ボランティアや支援活動に携わる活動が活発であることや、卒業生の中にはきわめて優れた人格を具え、社会からも高い評価を得る者が少なくないことなどは、大学の理念の達成の傍証ともなる。

[今後の留意点]

理念・目標達成の理想はあくまでも高く持し続けることが必要であるから、その点で一層の努力を継続しなければならないのは当然である。

大学全体の教育研究体制が理念・目的に沿って整えられるように常に点検していなければならないが、その各論については本点検・評価において以下に述べるところである。

総論としては、とくに最近は入学してくる学生が多様であるため、一般に教育方法に一層の工夫を凝らさなければならない事態に直面しているが、これは理念に関する教育においても例外ではない。高邁な理想、学問研究への意欲、利己を超えた *CARITAS* の精神を、現代の学生の心に培うのは容易ではない。このような中での理念の実現のためには、上記の種々の努力を継

続・強化するとともに、教職員が各自の思想との関連のもとに大学の理念を内面化し、それが自ずから学生に対する教育効果をもたらすという面を重視する必要がある。そのためには、従来も行ってきた学長のリーダーシップのもとでの「大学の理念」及び、これに基づいた具体的教育目標の設定と教育方法に関する教職員の研修会を、今後も継続して開くことが必要である。

2 理念・目的等の検証

1) 大学の理念・目的・教育目標の社会との関わりの中での見直しの状況

〔現状の説明〕

平成 5 年度に自己点検・評価の一環として「建学の精神」に関する検討委員会が教職員合同で設置され、時代・社会への適応という観点からの大学の理念の再検討が行われた。この委員会は全教職員を対象にアンケートを行い、その結果を集約しつつ基本的理念を再確認するとともに、時代に即した内容と表現を考案した。その結果が上記の「建学の精神」、「モットー」及び「教育目標」である。

また、平成 13 年度には学長の発議により全教職員に大学のあり方に関するアンケートが実施された。その結果、現在の大学の基本的方向が是とされ、今後も女子大学としての形を保つことなどが再確認された。

〔点検と評価〕

建学の精神は基本的に時代によって変るものではないが、重点目標及び表現様式は時代・社会の要請により再検討していくべきものであろう。その点で、平成 5 年度の全学的な再検討作業は有意義であった。また、その作業そのものが、理念自体への教職員の認識の深化にも資するものであった。再検討作業の成果である現行の「建学の精神」、「モットー」及び「教育目標」は、現時点において時代・社会と乖離していることはない判断されるので、現在、理念・目的自体の再検討は迫られているとは認識していない。

〔今後の留意点〕

今後とも、将来的に時代の変化に応じて理念の具体化の方向を見直す必要が生じる場合に備えて、大学の

教育研究が時代から乖離しないように常に留意する心構えを持続するべきである。とくに、教育目的の確認と具体的目標の設定は常に大学の重要課題であることを常に留意するべきである。

3 健全性、モラル等

1) 大学としての健全性・誠実性：教職員・学生のモラル等を確保するための綱領等の策定

〔現状の説明〕

「*VERITAS et CARITAS* (まことの知、まことの愛)」をモットーとする本学の理念を達成するうえで、教職員及び学生のモラルを確保することは極めて重要である。そのための綱領等の策定に関しては、以下のように実施されている。

(1) 学生に対しては、上記の「建学の精神」「教育目標」とならんで「学生要覧」〔大学基準協会に対する添付資料 4 参照。以下「添付資料」は、大学基準協会に対するものを指す。〕の冒頭に「清泉女子大学生の使命」を掲げ、「自己中心の考えから脱して他人を思いやる愛の精神の持主となること、つまり社会のために積極的に献身奉仕する使命」を説き、「個人の利よりも全体の共同善のためにつくす」ことを求めている。

(2) 教職員に対しては、「就業規則」第 27 条において地位利用・職権濫用・秘密漏洩を禁ずる他、性的言動により学生・職員に不利益を与えることや環境を毀損することを戒めている。〔清泉女子大学規程集 651 頁。以下「規程集」と呼ぶ〕。

(3) セクシュアル・ハラスメントに関する規程は、すでに平成 10 年度より作成に取り掛り、11 年度には教授会の審議を経て「セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、また、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を設置した。

この規程の精神が大学内に浸透するように、全教職員を対象とするセクシュアル・ハラスメントに関する勉強会を少なくとも年に 1 回は実施している。また、『セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて』のパンフレット〔添付資料 8〕を全学生に配布するとともに、年度初めのガイダンスにおいて防止委員会等の制度及び学生の心構えについて学生部長が説明している。

規程の制定後もその内容を点検し、必要な改訂を加えてきている。今年度、平成 15 年度には、規程を「セ

クシユアル・ハラスメント防止等に関する規程」及び「セクシユアル・ハラスメント相談員に関する規程」、「セクシユアル・ハラスメント調査委員会規程」の三本立てにし〔添付資料7〕、防止及び対応がより適切かつ効果的に行われるように努めている、また、全学向けのパンフレットも年度ごとに版を改めて配布している。

〔点検と評価〕

本学が「セクシユアル・ハラスメント防止等に関する規程」の作成を進めていた間に、「文部省訓令第四号：文部省におけるセクシユアル・ハラスメントの防止等に関する規程」（平成11年3月30日）及び「改正男女雇用機会均等法」（平成11年4月1日）が制定された。したがって、本学はこの面での綱領策定において時期的にも内容的にも社会に遅れることはなかった。また、その後も文部省訓令や機会均等法等を参観し、また学内のニーズを勘案して、規程及びパンフレットの見直しを継続的に行っており、これは時代に合った綱領を維持する上で適切であると判断される。

〔改善の方策〕

現在の課題は、性的なもの以外の種々のハラスメントに対応しうるように規程を改定し、それに応じて防止委員会が幅広いハラスメント問題を取扱うようにすることであり、この問題については2年越して検討を続けてきた。その結果、平成15年度には、規程の名称は従来どおりであるが内容は「セクシユアル」以外のハラスメントにも対応できるように改め、防止委員会は「ハラスメント防止委員会」と改称した。さらに今後はこの種のハラスメントを受けた学生に対応できるように、「学生苦情相談取扱規程」の制定について教授会で審議を進めており、平成16年度から施行される見通しである。

なお、今後の課題としては、学生及び教職員のモラルの向上を図る具体的な学習計画を実施していくことが挙げられるが、その点に関する具体的実績及び見通しについては、以下の項目「11 学生生活への配慮」の末尾において記述する。

「1 清泉女子大学の理念と教育目標」の総括

大学の理念には、凡そ高等教育機関であれば必ず具えるべき学問研究及び人材養成の理念、即ち「学校教育法」「大学設置基準」が謳うところの普遍的理念、及び、その大学独自の価値観に基づく個性的な理念、という両面が具わっているべきである。とくに私立大学においては、理念は普遍に止まることなく、建学の目的に発する固有の価値観ないし重点目標を明確に持つべきである。

この点において、キリスト教ヒューマニズムを基盤とする本学の理念は、大学固有のものとして明確であり、かつ、学問研究及び人材養成を時代の要請に応じて遂行する指標ともなり得ていると評価される。

従って今後は、従来と同様に理念を尊重してその達成に努める姿勢を堅持しつつ、理念の実現方法に関しては今後も常に時代の要請を読むことが必要である。具体的な重点目標の一つは、他者の人格を損なうハラスメントは本学の謳う“CARITAS”に根本的に背馳するものであり、理念の実現を図る面からも、その防止に力を注ぐことである。その具体的な施策については、後述の関係項目の点検・評価に委ねる。